

松江市農林水産祭出店規約

1. 目的

この規約は、松江市農林水産祭において主会場（松江総合運動公園）における出店条件等について規定する。

2. 出店者の条件

- （1）出店者は松江市の農林水産振興を理解し賛同する者であって、松江市内（以下「市内」という。）で販売拠点・活動拠点をもち、次のいずれかに該当し松江市農林水産祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めた者。

- ①市内で生産された農林水産物の販売を行う者
- ②市内で生産された農林水産物を含む材料を使った加工食品又は調理食品の販売を行う者
- ③市内で生産された農林水産物を含む材料を使った製品の販売を行う者
- ④農林水産業に係る展示、PR活動

- （2）その他に実行委員会が特に認めた者

3. 出店料

（1）趣旨

松江市農林水産祭の会場設営費等に充てるもの。

（2）出店料

出店者は、出店料を決められた期日までに実行委員会に納付するもの。

出店料金額＝10,000 円／テント 1 張

※ 1 テントは、約 20 m²（縦 3.6m×横 5.4m）

※ キッチンカーは、車両 1 台 10,000 円とする。

※ 最小出店スペース 0.5 張とし、この場合 5,000 円とする。

但し、次の出店者は出店料を免除する。

- ①商品販売をしない場合
- ②学校及び福祉に係る団体組織
- ③実行委員会委員団体（負担金納入団体）
- ④その他に実行委員会が特に認めた者

（3）出店料支払い方法

口座振込とする。尚、口座振込手数料は、出店者負担とする。

支払期限は、令和 7 年 8 月 29 日（金）とする。

（4）出店料の返金

本祭が天候等の理由により実行委員会の決定で中止になった場合、納付された出店料について振込手数料を除いた残額を返金するものとする。但し、出店者の都合で出店しない場合は、返金しないものとする。

4. 出店者に実行委員会が用意するもの

- (1) テント
- (2) 電力

※机や椅子等が必要な場合は各自でご用意ください。有料（金額未定）でレンタルすることも可能ですので、ご希望の場合は様式 1 号に数量を記入してください。

5. 出店者の販売・展示テント位置

- (1) テント位置については、実行委員会の指定した位置に出店する。
- (2) テント位置については、第 2 回出店者説明会で通知する。(10 月予定)

6. 出店調整・決定

- (1) 申込多数の場合、希望者の販売品目や会場設備・スペース等の状況に応じて販売・展示区画数の調整を行い、実行委員会で抽選等を行い決定する。
- (2) 出店の承諾の有無は申し込み者全員に通知する(8 月上旬頃)

7. 商品の搬入、搬出

- (1) 出店者で行うこと。

8. 出店関係者車両

- (1) 実行委員会の指定した駐車場に駐車すること。
- (2) 原則、駐車後の車両移動は禁止とする。

9. 準備時間及び販売・展示時間

- (1) 準備時間及び販売・展示時間については、実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 商品を完売した場合でも販売時間終了までは販売区画内の撤去をしないこと。展示のみの場合も同様とする。

10. 各出店者販売区画の衛生管理及び安全管理について

- (1) 各出店者は、食品衛生法を順守し、食材及び機材の十分な衛生管理を行い、食中毒を発生させないこと。発生した場合、各出店者の責任とする。
- (2) 各出店者は、消防法を順守し店舗内の火器類及び器具等の安全管理を行い、事故の発生が起らないようにすること。販売区画内の事故及び器物破損については、各出店者の責任とする。

11. 販売・展示区画内で発生したゴミは、出店者で持ち帰ること。

12. 販売・展示区画内で発生した汚水については、指定した場所へ排水すること。

13. 損害賠償について

出店者の過失により、松江総合運動公園またはその他の第三者に損害を与えた場合は、直ちに実行委員会事務局にその旨を申し出るとともに、出店者がその損害を賠償しなければならない。